

□ 取引方法等の公表を証する書類

公表方法

札幌花き地方卸売市場のホームページ(URL <http://www.sap-hanashijyo.co.jp/>)

【下記の内容を公表】

1 品目ごとの売買取引の方法

品目	花き及びその加工品並びにこれらに関連する物品
売買取引の方法	せり売、入札又は相対

2 決済の方法

- ・卸売業者は、卸売のための販売の委託を引受けた物品の卸売をしたときは、委託者に対して翌日までに、卸売代金（せり売り若しくは入札又は相対取引に係る金額に消費税額を加えた金額。）から委託手数料その他委託者の負担となる費用を控除した金額を支払わなければならない。
- ・卸売業者から卸売を受けた者は、卸売業者から買受けた物品の引渡しを受けた日に、卸売代金及び卸売を受けた者の負担となる費用を支払わなければならない。
- ・前二項の他、取引参加者は売買取引（卸売のための買受けを含む。）をしたときは、買受けた物品の引渡しを受けた日に、その代金（買受けた金額に消費税額を加えた金額。）及び買受者の負担となる費用を支払わなければならない。
- ・取引参加者の市場における売買取引の支払方法は、振込、口座振替又は現金によるものとする。
- ・前各項に関わらず、取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法について契約等で定めたときは、当該取引参加者の決済の方法は、当該契約等の定めによる。